

事務ガイドライン（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正 後
<div data-bbox="152 352 622 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 - 3 自己資本比率の計算について</p> </div> <p>1 - 3 - 4 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3)~(6)</p> <p>1 - 3 - 5 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<div data-bbox="1167 352 1637 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 - 3 自己資本比率の計算について</p> </div> <p>1 - 3 - 4 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p><u>(3) 連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等（比例連結の簡便法が適用されているものを除く。）に持分法が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。</u></p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>1 - 3 - 5 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>1 - 3 - 6 <u>連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</u></p> <p><u>(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等については、比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約（以下1 - 3において「合併契約」という。）については、以下の点についてチェックする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>契約当事者にすべての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。</u></li> </ul>

- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の持株割合等（告示第7条の2第1項第1号に規定する持株割合等をいう。以下1-3において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。

告示第7条の2第1項第2号口又は第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき持株割合等に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。

- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下1-3において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は持株割合等と同一の割合の議決権を与えられているか。
- ・ 各共同支配会社の合併契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合併契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は持株割合等と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らし、実質的に持株割合等が同一であるのと同視できるか。
- ・ 合併契約において定められている持株割合等が、当該合併契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記の場合を除く）。
- ・ 意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。
- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資並びに各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が持株割合等に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。
- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの営業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手續を経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。

・ その他合弁契約に基づき持株割合等に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。

― 告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号二又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号二に規定する、当該銀行が持株割合等を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下1 - 3において、「過大負担契約等」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。

― 合弁契約において一定の事由を停止条件として持株割合等の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、過大負担契約等に該当しないものとする。

― 告示第7条の2第2項及び第25条の2第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。

(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。但し、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。

― 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下(2)において同じ。）を控除項目の額（告示第7条第1項、第8条第1号、第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下(2)において同じ。）に含めず、告示第7条の2第1項本文後段又は第25条の2第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びマーケット・

リスク相当額を8パーセントで除して得た額（国際統一基準に係る場合に限る。）の合計額をいう。以下(2)において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。

（注1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによる。

（注2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。

— 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロに掲げる額を加算した額とする。

イ 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）

ロ 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第8条から第10条まで又は第26条及び第27条を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に持株割合等に乗じて得た額

— 上記ロにおいて、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記ロの分母の額を算定する。

— 上記ロにおいて、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示別表第1のリスク・ウェイト及び別表第2の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているものを用いても差し支えない。

— その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正 後
<p>参考様式集 （略）</p> <p>申請書等様式</p> <p>（免許申請書） 1 営業の免許（予備審査） （認可申請書） 2 取締役の兼職 3 営業所の設置 4 営業所の位置変更 5 営業所の種類変更 6 営業所の廃止 7 代理店の設置 8 代理店の廃止 9 子会社対象銀行等を子会社とすること 10 営業譲渡（店舗譲渡の場合） 11 営業譲受け（店舗譲受けの場合） （承認申請書） 12 同一人に対する信用供与の特例 13 営業所等の休日 （届出書） 14 臨時休業及び業務再開 15 資本の額の増加 16 定款変更 17 転換社債の発行 18 取締役の就退任 19 出張所の設置 20 営業所の位置変更 21 仮営業所への位置変更 22 仮営業所からの元位置への位置変更 23 出張所の廃止 24 付随業務取扱事務所の設置 25 付随業務取扱事務所の位置変更 26 付随業務取扱事務所の廃止 27 付随業務のみを行う施設等の業務内容の変更 28 付随業務取扱事務所の設置等 （半期報告様式） 29 付随業務取扱事務所の設置・位置変更 ・廃止に関する届出書 30 営業時間の変更 31 一の会社の株式等の取得又は所有 32 子会社の株式の取得又は所有</p> <p>33 子会社の合併 34 子会社の解散 35 子会社の業務の全部の廃止</p> <p>36 取締役の兼職の実行 営業所の設置の実行 営業所の位置変更の実行 営業所の種類変更の実行 営業所の廃止の実行 代理店の設置の実行 代理店の廃止の実行 営業譲渡の実行（店舗譲渡の場合） 営業譲受けの実行（店舗譲受けの場合）</p> <p>37 不祥事件等 （海外現地法人・駐在員事務所に係る申請書等） 38 海外子会社対象銀行等を子会社とすること 39 駐在員事務所設置届出 （外国銀行支店の申請書等の様式） 40 支店営業免許 41 支店営業免許（予備審査） 42 利益準備金使用承認 43 利益準備金の積立に関する特例の承認 44 外国銀行支店に係る外国銀行の資本の額の変更 45 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の額の変更 46 外国銀行支店に係る外国銀行の商号の変更 47 外国銀行支店に係る外国銀行の本店所在地の変更 48 外国銀行支店に係る外国銀行の合併 49 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲渡 50 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲受け 51 外国銀行支店に係る外国銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える株式の数を保有する者の変更 52 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の総額の100分の50を超える出資の金額を保有する者の変更 53 外国銀行の駐在員事務所等設置 （届出書） 54 （永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更） 55 （永久）劣後特約付社債の発行</p> <p>（新 規）</p> <p>別紙様式 1～55 （略）</p>	<p>参考様式集 （略）</p> <p>申請書等様式</p> <p>（免許申請書） 1 営業の免許（予備審査） （認可申請書） 2 取締役の兼職 3 営業所の設置 4 営業所の位置変更 5 営業所の種類変更 6 営業所の廃止 7 代理店の設置 8 代理店の廃止 9 子会社対象銀行等を子会社とすること 10 営業譲渡（店舗譲渡の場合） 11 営業譲受け（店舗譲受けの場合） （承認申請書） 12 同一人に対する信用供与の特例 13 営業所等の休日 （届出書） 14 臨時休業及び業務再開 15 資本の額の増加 16 定款変更 17 転換社債の発行 18 取締役の就退任 19 出張所の設置 20 営業所の位置変更 21 仮営業所への位置変更 22 仮営業所からの元位置への位置変更 23 出張所の廃止 24 付随業務取扱事務所の設置 25 付随業務取扱事務所の位置変更 26 付随業務取扱事務所の廃止 27 付随業務のみを行う施設等の業務内容の変更 28 付随業務取扱事務所の設置等 （半期報告様式） 29 付随業務取扱事務所の設置・位置変更 ・廃止に関する届出書 30 営業時間の変更 31 一の会社の株式等の取得又は所有 32 子会社の株式の取得又は所有</p> <p>33 子会社の合併 34 子会社の解散 35 子会社の業務の全部の廃止</p> <p>36 取締役の兼職の実行 営業所の設置の実行 営業所の位置変更の実行 営業所の種類変更の実行 営業所の廃止の実行 代理店の設置の実行 代理店の廃止の実行 営業譲渡の実行（店舗譲渡の場合） 営業譲受けの実行（店舗譲受けの場合）</p> <p>37 不祥事件等 （海外現地法人・駐在員事務所に係る申請書等） 38 海外子会社対象銀行等を子会社とすること 39 駐在員事務所設置届出 （外国銀行支店の申請書等の様式） 40 支店営業免許 41 支店営業免許（予備審査） 42 利益準備金使用承認 43 利益準備金の積立に関する特例の承認 44 外国銀行支店に係る外国銀行の資本の額の変更 45 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の額の変更 46 外国銀行支店に係る外国銀行の商号の変更 47 外国銀行支店に係る外国銀行の本店所在地の変更 48 外国銀行支店に係る外国銀行の合併 49 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲渡 50 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲受け 51 外国銀行支店に係る外国銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える株式の数を保有する者の変更 52 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の総額の100分の50を超える出資の金額を保有する者の変更 53 外国銀行の駐在員事務所等設置 （届出書） 54 （永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更） 55 （永久）劣後特約付社債の発行</p> <p>56 <u>連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用</u> 57 <u>連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断</u></p> <p>別紙様式 1～55 （略）</p>

現 行	改 正 後
<p>(新規)</p>	<p>56 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用 別紙様式 56</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">金融監督庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者</p> <p style="text-align: center;">連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用届出書</p> <p>連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等 について比例連結の方法を用いたく、銀行法第 5 3 条の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p>(注) 1 記載要領</p> <p>(1) 法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成 5 年大蔵省告示第 55 号。以下この項において「告示」という。)第 7 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 25 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等(以下この項において「第 1 号法人」という。)については別紙様式 56 の 2、告示第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イから二まで又は第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イから二までに掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等(以下この項において「第 2 号法人」という。)については別紙様式 56 の 3 により届け出ること</p> <p>(2) 別紙様式 56 の 2 又は 56 の 3 中、資本の額又は出資の総額及び出資額又は所有持分額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 別紙様式 56 の 2 又は 56 の 3</p> <p>(2) 第 1 号法人又は第 2 号法人の定款その他これに準ずるものの写し(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。)</p> <p>(3) 第 1 号法人又は第 2 号法人の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付し、金額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること。)</p> <p>(4) 第 1 号法人にあっては、第 1 号法人、銀行持株会社、及び第 1 号法人に出資する、銀行持株会社の子会社との間の株式保有又は出資の関係を示す図、第 2 号法人にあっては、第 2 号法人及び告示第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ又は第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する共同支配会社(以下この項において「共同支配会社」という。)の間の株式保有又は出資の関係を示す図</p> <p>(5) 第 2 号法人にあっては、告示第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ又は第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する投資及び事業に関する契約の写し(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。)</p>

現

行

改

正

後

(新規)

別紙様式 56 の 2

第 1 号 法 人 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
業 務 の 内 容	
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)	
資本の額 (資本金・資本準備金)	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
設 立 日 及 び 事 業 開 始 日	
銀 行 持 株 会 社 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
その所有する、第 1 号法人の 株式又は持分の数又は額 (2)	
持株割合等 (2) ÷ (1)	
第 1 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
第 1 号 法 人 に 出 資 す る、 銀 行 持 株 会 社 の 子 会 社 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
業 務 の 内 容	
その所有する、第 1 号法人の 株式又は持分の数又は額 (3)	
持株割合等 (3) ÷ (1)	
第 1 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
連 結 自 己 資 本 比 率 を 算 定 す る 際 の 比 例 連 結 の 方 法 の 使 用 に 関 す る 事 項	
開 始 す る 時 期	
開 始 す る 理 由	

(注)「第 1 号法人に出資する、銀行持株会社の子会社」には、届出者を含めること

現

行

改

正

後

(新規)

別紙様式 56 の 3

第 2 号 法 人 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
業 務 の 内 容	
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)	
資本の額 (資本金・資本準備金)	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
設 立 日 及 び 事 業 開 始 日	
共 同 支 配 会 社 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
業 務 の 内 容	
その所有する、第 2 号法人の 株式又は持分の数又は額 (2)	
持株割合等 (2) ÷ (1)	
第 2 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
他の共同支配会社との間に資本 関係がある場合には、その内容	
連 結 自 己 資 本 比 率 を 算 定 す る 際 の 比 例 連 結 の 方 法 の 使 用 に 関 す る 事 項	
開 始 す る 時 期	
開 始 す る 理 由	

(注)「共同支配会社」には届出者を含めること



現 行

改 正 後

(新規)

57 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断  
別紙様式 57

文 書 番 号  
年 月 日

金融監督庁長官 殿

所在地  
商 号  
代表者

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等 について比例連結の方法  
の使用を中断したく、銀行法第53条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
主たる営業所の所在地	
代表者の氏名	
業務の内容	
資本の額又は出資の総額	
届出者の金融業務を営む関連法人等に対する持株割合等	
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用に関する事項	
開始した時期	
中断する時期	
中断する理由	